

ワーキングプアと非正規雇用労働者の実態と変遷

毛 利 妃 音

はじめに

国際労働機関（ILO）は2012年1月、『世界の雇用情勢2012－仕事の危機の深刻化を防ぐ』と題する報告書を発表した。報告は、「今後10年間安定しながら成長し、社会の結束を維持するためには、世界で合計6億人の雇用を創出しなければならない」¹⁾と想定している。世界の雇用情勢も2008年の世界金融危機の影響を受けて急速に悪化した。そして、我々は貧困という、今や21世紀を覆い尽くしかねない趨勢の世界最大の病を直視しなければ、いかなる問題の基本的視座も獲得し得ないとの意見を導いている。また、2008年の世界銀行による調査報告によると、世界での貧困人口が10～14億人に達しており、1981年の約5億人の推定から、はるかに貧困人口が増えているとして、中国における経済ブームなど一部の国の経済的躍進を措いても、世界の貧困はあいかわらず深刻な問題である。全世界では、「5人に1人が1日1ドル未満で暮らし、7人に1人が慢性的な飢えで苦しんでいる」²⁾とされる。

さらに、ILOは、2012年から再び失業者数が増加するという予測を示しており、「失業率はさほど変化しないものの失業者数は2012年末までにさらに300万人増加して、初の2億人を突破する」³⁾と予告している。

経済協力開発機構（OECD）の08年報告書では、04年の日本の貧困率は14.9%で、OECD加盟30カ国平均の貧困率が10.6%で、高い方からメキシコ18.4%、トルコ17.5%、アメリカ17.1%で、日本の14.9%は4番目に

突

高く、主要先進国という枠ではアメリカに次ぐ2番目の貧困大国である。

また、昨今はドラスティックな市場主義追求やグローバリゼーションの進展によって国際競争が激化している。企業の人件費節減の昂進が、若者の貧困の問題を生み出しているという背景があり、個人の努力や能力だけでは、容易には貧困から脱却できないケースが増えてきている。その結果、正社員なみにフルタイムで勤労しても生活さえ維持が困難な就労者であるワーキングプアの現出が問題となっている。

本論では、ワーキングプアの政治的・経済的背景及び、ワーキングプアと不可分な非正規雇用労働者の増加実態について、統計分析等からも明らかとする。

非正規労働者が生活困窮者となることは、本人の問題のみならず、社会全体の問題として捉える必要がある。さらに、社会の支え手となりうる人が支えられる側に回らざるを得なくなる事態は、社会の不安や負担が増大することにもなり、我が国の社会基盤を揺るがす近因ともなるだろう。

なお、非正規労働における潜在的課題としては、少子化問題の要因とも関連する晩婚化、未婚化等も考えられる。それに関連して、最も懸念される次世代を担う若者たちの経済的窮状は、我が国の将来に暗澹たる影を落とす深刻な事態であるという危機意識を持ち、ワーキングプア問題を論考したいと考える。

第1節 ワーキングプアの現状と増加の要因

1-1 ワーキングプア (working poor) とは

ワーキングプア (working poor) の概念は、広範に捉えられ明確な定義づけがない。一般には、正社員並み、あるいは正社員としてフルタイムで働いても生活さえ維持が困難、若しくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者の社会層のことで、『働く貧困層』と解釈される⁴⁾。久本貴志 (2006) は、ワーキングプアの定義を「①1年間

に一定期間（1～6ヵ月）労働力であったか、それに相当する時間だけ労働力であった、②貧困とみなされる世帯に住んでいること」⁵⁾としている。また、後藤（2006）は「その世帯の一人あるいは複数がフルタイムで働いているか、あるいは働く準備があるにも拘わらず、最低限度の生活水準を保てない収入の世帯」⁶⁾としている。駒村康平（2007）は、「生活保護制度で定める最低所得額を基準に、それを下回る所得で就労している世帯」⁷⁾を「ワーキングプア」・「ボーダーライン」層と定義している。その結果、「ワーキングプア」・「ボーダーライン」層は、1999（平成11）年で5.46%存在し、1984（昭和59）年と比較すると倍増し、特に若い世代で増加が著しいことを報告している。このようにワーキングプア概念については、広範に捉えられており明確な定義づけがなされないまま使用されている実態にあるが、多くの論者はワーキングプアを働いて得た収入が生活保護の基準生活費に満たない場合でその世帯が困窮している世帯としている。諸外国においてもワーキングプアの定義は各国さまざままで統一的な定義はない。各国のワーキングプアの定義は図表1－1に参照する。

2012年2月公表された厚生労働省の「賃金構造基本調査」によると、所定内給与が年間で200万円未満の人数は、推計すると、男性が16.3%で女性が44.1%に達しており、日本の労働者のワーキングプアに属する数値も相当数高いと推測できる。さらに、国税庁長官官房が平成24年現在発表している最新の平成22年度の「民間給与実態統計調査」では、給与所得200万円以下が、男性9.8%で267万7千人、女性42.7%で777万5千人である。また、1年を通じて勤務した給与所得者4,552万人に対して、給与階級別分布によると、100万円以下が7.9%で361万1千人、次いで100万円超－200万円以下が15%の684万1千人で、年間の給与所得200万円以下は併せて1,045万2千人となり、常勤者の4人に1人は低所得の働く貧困者といえる。

当然ながら、ワーキングプアに属する極端に所得水準が低い人々は、

リスクに十分に備えることができず、所得全体が生活費に費やされ、貯蓄などへの余剰がないため、怪我や病気など不測の事態には、突然極貧状態に瀕する。このため、個々人の意思とは関係なく、貧困の状態が固定化されてしまう危険性も高いとされる。それにより一度、ワーキングプアになると、自力で貧困状態を離脱することは非常に困難だと理解できる。

図表 1-1 各国のワーキングプアの定義

国名	統計	対象となる労働者	貧困ライン
EU	Eurostat	・週15時間以上の労働者	世帯規模を等価尺度で調整した上で、各国の中間所得の60%の所得水準未満
フランス	Institut National de la Statistique et de l'Économie (IXSEE) – Academies National Action Plan for Social Inclusion 2001-2003/2003-2005	・労働市場において年間に最低6週間以上かかった（就労、求職を含む）個人	世帯規模を等価尺度で調整した上で、各国の中間所得の60%の所得水準未満
ベルギー	National Action Plan for Social Inclusion 2001-2003/2003-2005	・労働市場に年最低半年以上かかった（就労、求職を含む）個人 ・最低6カ月以上就業している労働者	世帯規模を等価尺度で調整した上で、中間所得の60%の所得水準未満
スイス	Swiss Federal Statistical Office Academies	・就業時間にかかわらず就労しているすべての労働者 ・週36時間以上働いているフルタイム労働者 ・週40時間以上収入を得る労働にかかわる者	行政によって定められた修正済み給付準備（標準的な住宅費や社会保険料で調整済み）
アメリカ	センサス局 労働統計局 US Researchers in General	・家族員の労働時間の合計が1750時間以上（年44週） ・労働市場に年最低半年（27週）以上かかった（就労、求職を含む）個人 ・年間約1000時間以上就労している成人	連邦貧困ライン 連邦貧困ラインの125%、150%、200%の貧困ライン
カナダ	National Council of Welfare (XCW) Canadian Council on Social Development (CCSD) Canadian Policy Research Networks (CPRN)	家族の収入に占める賃金や報酬の割合が50%以上の労働者か自営業者 少なくとも週30時間以上の労働、パートタイムが年49週以上の成人した就業者 年間を通してフルタイム労働者	カナダ統計局が定める貧困線（金銭ベース） CCDが定めた貧困線 年2万カナダドル
オーストラリア	Social Policy Research Centre	労働時間にかかわらず就労している個人	Hendersonの絶対貧困水準

出所：European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2002) より引用。

総務省が平成24年2月発表の労働力調査平成23年全国平均によると、平成23年平均の雇用者（役員を除く）（4,918万人）のうち、正規の職員・従業員は3,185万人と前年に比べ25万人減少している。非正規の職員・従業員は1,733万人と、48万人増加している。非正規の職員・従業員の主な内訳としてパート・アルバイトは1,181万人と、33万人増加しており、契約社員・嘱託は340万人と、27万人増加している。また、労働者派遣事業所の派遣社員は92万人と、同数雇用者（役員を除く）に占める非正規の職員・従業員の割合は、平成23年平均で35.2%となり、前年に比べ0.8ポイント上昇している。男女別にみると、男性は19.9%と1.1ポイントの上昇、女性は54.7%と0.7ポイントの上昇である。

1-2 日本の貧困率

また、経済協力開発機構（OECD）の08年報告によると「日本の貧困率は14.9%」であり、厚生労働省の国民生活基礎調査2007年世帯別の貧困線は、225万円強から個人換算所得とした「等価所得」⁸⁾で推計すると、日本における所得に相応する貧困線は、155万円となる。その貧困率15%とは、日本の人口約1,900万人に相当し、「最低賃金未満で働いている労働者数は20万人以上、パート労働で生計を立てている労働者世帯は227万世帯に上り、非正規雇用労働者と完全失業者（2008年平均）を合わせると2,025万人」⁹⁾にもなる。そのうえ、「年金や失業給付、生活保護、医療、介護などの現物給付などのあらゆる社会保障給付を動員した後でさえ、年間100万円以下で暮らしている人が850万人（人口の6.7%）」¹⁰⁾もの人々が存在するという驚くべき実状である。

社会哲学者であるジグムント・バウマンは、「ワーキングプア」という概念は近代社会ではあってはならない概念だと主張している¹¹⁾。そもそも、近代資本主義社会は職に就いて働きさえすれば、人並みの生活が送れることが保証されることによって成り立っていた。つまり、「働けない」がゆえの貧困者は存在しても、ワーキングプアは存在しないこと

を前提に社会が運営され、諸々の社会保障制度等が整備されてきている。しかし、近年先進国では「職に就き真面目に働いても人並みの収入が得られない」人々が増加しており、欧米ではニュー・ブアとも呼ばれている。剩れ日本においても、オーバードクターで非常勤講師やカウンセラー、図書館司書など専門職に就きながらも、高学歴ワーキングブアという存在も現出し、問題視されている¹²⁾。

労働経済学者のロバート・ライシュは、低賃金労働者を大量に生み出すような社会を「超資本主義」と名づけており、資本主義が高度化すると、低賃金労働者が大量に出現することを1990年代に指摘している¹³⁾。そこで、ワーキングブア増大の経緯とは、日本社会ではいつ頃からどのような要因によると考えられるのだろうか。

1-3 日本社会におけるワーキングブア拡大の要因と増大の経緯

日本社会におけるワーキングブア拡大の主たる要因は、構造改革政策の下で、労働分野の規制緩和が推進されたことや、元来脆弱な社会保障制度において社会保障費の抑制が進められたことにある。「労働分野では、規制緩和が繰り返され、経費節減のため雇用の調整弁として非正規雇用への置換えが急激に進められた結果、（総務省の就業構造基本調査2007年）非正規労働者は約1,890万人に及び、全雇用労働者の35.5%と過去最高に達した¹⁴⁾とされる。さらに、市場の障害物や成長を抑制するものを取り除くという「市場中心主義」のもとにおける規制緩和と政府活動の見直し（「小さな政府」、「官から民へ」）を進めた日本政府の構造改革政策が端緒である。すなわち、経済のグローバル化により資本や労働力の国境を越えた移動が活発化し、国際競争に打ち勝つことを理由に、日本企業が長期にわたる業績不振に陥るなか、規制緩和が進められた。次に、「小さな政府」への政府活動の見直しにより、社会保障分野では、勤労世帯を支えるセーフティネットが脆弱であったにもかかわらず、社会保障費の抑制と負担増が進められたことによる。

長期的な貧困化の趨勢が一層加速されたのが1990年代後半であり、1990年代は製造業の地位が大きく沈下し、結果的に工場労働者数が激減した10年間だとされる。この産業界の構造変動を背景に、新自由主義的な労働・社会政策が本格化したことにより、90年代後半に一層、不安定就労層が増大してきたとされ、1995年に日本経営者団体連盟（日経連）が、雇用を流動化させ、非正規雇用を積極採用するよう新時代の「日本の経営」を提言したのが端緒を發いた¹⁵⁾。それは、従来の日本型雇用システムを転換させ、終身雇用の正社員を基幹職に絞り込み、専門・一般職は昇給、退職金、年金がなく有期雇用の非正社員にシフトする雇用改革案であった。その後、1997年、男女雇用機会均等法の女性保護法規が撤廃され、残業、深夜業の自由化、1999年、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）が改正され、派遣対象業務の原則自由化が適用される。それまでの26業務に限定していたポジティブリスト方式から、港湾運送、建設、警備、医療関係、製造業務以外につき原則解禁となるネガティブリスト方式へと大きく変容し、さらに2003年改正により、製造業務にまで拡大され、業務によって派遣受入期間が延長されている。しかも、労働基準法では、1年とされていた有期労働の契約期間の上限が、1998年改正に続く2003年改正により原則的の上限が3年、特例の上限が5年に緩和された。

このような労働規制の緩和が進む時期、企業は、必要な時に必要な技能をもつ労働者を必要な人数だけ動員できる体制を構築し、それにより労働コストの削減と固定費の変動費化を目指し、大規模なリストラを断行して正規雇用を減少させた。さらに、パート、アルバイト、契約社員、派遣、請負労働者といった多様な形態の非正規雇用への転換を急激に進展させていった¹⁶⁾。増大した非正規労働者の賃金水準は、正規労働者を大きく下回っており、平均現金給与月額で20万9800円と正規労働者の6割で、特別給与を考慮すると5割の水準に止まる（厚生労働省2007年賃

金構造基本統計調査)。また、言うまでも無く正規雇用と非正規雇用の賃金格差は判然としている。非正社員の場合、平均した生涯所得を比較換算すると正社員の5分の1程度に落ち込む(大卒男子の平均的な生涯所得の22.7%)という試算もある¹⁷⁾。

そして、生活保護受給者(特に、傷病や高齢でなく直接に経済的理由での受給者)、失業者、自殺者の増加はこの時期に最も顕著となり、国民年金保険料滞納者も急増したと類推される。このような潮流の下で、貧困層が増え続け、貧困人口の集積は社会の下層に滞留するに至ったと考えられる。この貧困化は、貧困率がもともと高い高齢者層人口の増加に促されているのは頷けるとして、多くは失業と転職を反復する不安定雇用層(非正規労働者)の急速な増加と集積などが、90年代後半からの格差拡大の淵源となったと思われる¹⁸⁾。

次いで、規制緩和が繰り返されることによる非正規雇用への置換えが急激に進められた結果、偽装請負、残業代未払い等の違法状態が蔓延し、不安定就労と低賃金労働が広がり、若者を中心に、特に教育訓練の機会のない労働者が貧困に固定化され、正規労働者においても賃金水準が低下し長時間労働が拡大するという構造が生じている。人々の暮らしを支えるべき社会保障制度も、自己負担増と給付削減が続くなかでは十分に機能していない。そのため、いったん収入の低下や失業が生じると社会保障制度によっても救済されず、貯蓄、住居、健康等を次々と喪失し、貧困が世代を超えて拡大再生産されるという「貧困の連鎖」の構造が作られるという負のスパイラルがみられる。

しかし、ワーキングプア問題は、近年だけの問題ではない。過去多くの女性労働者が、パート労働者として不安定かつ低賃金労働に従事してきており、特に、シングルマザーがパート労働によって家計を支える母子家庭のワーキングプア問題は、従来から深刻な問題であった。このような従来からのワーキングプア層に加え、特に、1990年代後半以降、ネットカフェ難民の出現などに表象されるように、新たにワーキングプアに

落ち込む人々が急増したのである¹⁹⁾。

無論、企業側が主張する、非正規雇用の最大のメリットは人件費（賃金やその他の労務コスト）の節減であることは自明である。そのうえ、本来の賃金のセーフティネットが低位に設定されているので、低賃金を少々据え置いても、最低賃金法には違反しないとされる。厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、女性パート労働者の時間給は、1993年には最低賃金より43%上にあったが、2001年には34%上まで低下した。その後、景気回復によるパート需要の増加で、2008年は、39%に回復しているが、いずれにせよ、非正規労働者の貧困率が一定であっても、その母数が増えるなかでは、貧困人口は増加の趨勢を続けるほかはないと推測されている。

貧困問題を研究している経済学者、福原宏幸は、4つのワーキングプア増加要因を指摘している²⁰⁾。①非正規労働者の増加。②最低賃金が低いままに据え置かれていること（平均賃金と比較したときの格差がOECD諸国内で最低レベル）。③母子家庭の増加。④自営業者に貧困層が拡大していること。この中で、貧困人口増加の中核的要因としては、非正規労働者の増加が突出していると考えられる。

第2節 非正規労働者増加の実態と問題点

2-1 長期的に増加する非正規労働者

前述どおり、日本では1995年に日経連が「雇用柔軟型グループ」の増加を打ち出し、1999年には改正労働者派遣法で派遣対象業務が原則自由化され、2004年3月には製造業にも派遣対象業務が拡大されており、非正規雇用が急速に拡大している。

旧来は通訳やアナウンス業などの専門的職業に限られていた職種の派遣を他の製造業等の労働分野でも可能とする規制緩和が進み、それがワーキングプア拡大への一端となった。それは、デフレ、低成長、グローバル経済による価格引下げ、ITの普及などの日本経済の環境変化から、95

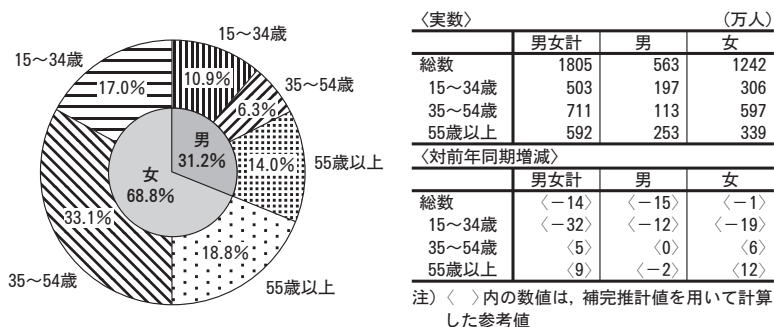
年日経連は雇用ポートフォリオという考え方によって、多くを有期雇用の労働者として解雇規制の緩和、労働市場における弾力的な非正規労働者の調達可能な派遣労働の規制緩和促進を政府に求めたからである²¹⁾。

その結果、日本における非正規雇用者は、2008年現在で全労働力の3分の1を占めるようになり、2008年版青少年白書では、15歳～19歳の約7割が非正規雇用と報告されている。そして、非正規労働者は1,890万人に及び、全雇用労働者数に占める割合は、1992年の21.6%から35.5%と過去最高に達し、正規雇用から非正規雇用への代替は急激に進んだ。2002年から2007年の5年間に初職に就いた者を見ると、実に、43.8%が非正規労働の就業者である（総務省2007年就業構造基本調査）。また、失業者を加えた不安定就労層は、1995年の1,211万人から2008年には2,025万人まで実に800万以上の増加し、その期間に、正規労働者は380万人減少している（厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」2007）。

非正規労働者の増減を長期的スパンでみると、先述の非正規雇用増加を裏付けるように厚生労働白書（平成20年版）の報告から、正規以外の職員・従業員の人数は、1987年に711万人、1997年に1,152万人、2007年には1,732万人と増加し、うちパートは2007年には822万人にまで増加している。うちアルバイトは増減を繰り返すが、パート・アルバイト以外の派遣・契約社員等が大幅に増加し、合計人数ではアルバイトを超えるに至っている。

また、図表1－2の非正規雇用者を男女、年齢別で比較すると、女性のほうが圧倒的に比率としては高く、男女の差異としては35～54歳の中間層が男性に比して女性の占有率が突出して高く、子育て期間と重なり自己都合による非正規労働の選択もあるが、女性の場合、総体的にマージナルな不安定就労の実態の顕著さが窺える。

図表 1－2 男女、年齢階級別にみた非正規の職員・従業員の内訳
(平成24年1～3月期平均)



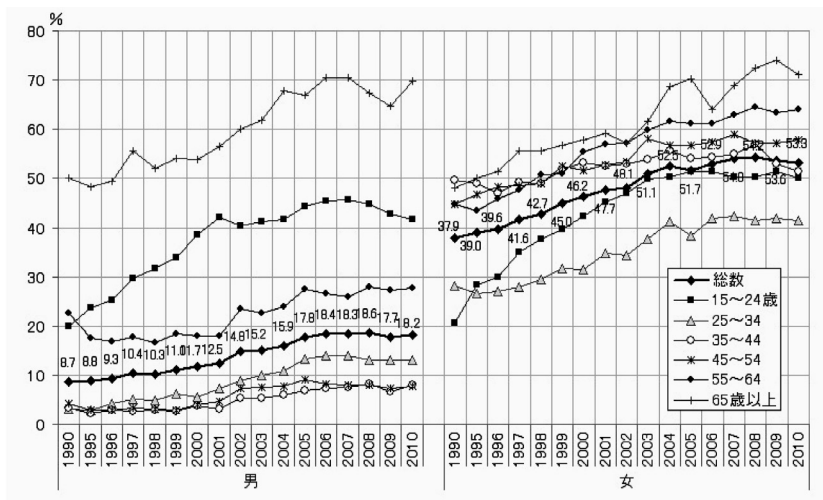
出典： 総務省統計局HPより引用 <http://www.stat.go.jp/>

さらに、図表 1－3 の非正規雇用者比率の推移を年齢別で比較すると、男女共に高齢化するほど、非正規比率は上昇していることが分かる。女性の場合、ほぼ年齢層が上がると共に比率は上昇しているが、男性の場合、65歳以上の高齢者と24歳以前の若年者層の増加が顕著であり、特に24歳以前の若年者層に関する非正規労働の増加傾向は高推移で、半数弱の数値は将来的な社会的不安要因として、いささかの問題を包含しているといえる。

平成22年4月発表の総務省労働力調査によると、平成14年から20年の6年間で非正規雇用者は302万人増加している。なかでも、「非正規の職員・従業員」のうち雇用契約期間が1年超又は期間の定めのない「常雇」は、299万人増加する一方、雇用契約期間が1年以下の「臨時雇・日雇」は、ほぼ横ばいで推移している。(図表 1－4) さらに、平成21年の「非正規の職員・従業員」に占める「常雇」の割合では、56.5%と半数以上を占めており、内訳では、「契約社員・嘱託」が64.6%、「パート」が60.1%、「労働者派遣事業所の派遣社員」が58.3%、「アルバイト」が38.5%となっている。以上から、雇用形態が非正規では、契約期間が長期・継続的な雇用者が増加しており、不安定雇用が常態化している現状が理解できる²²⁾。

英

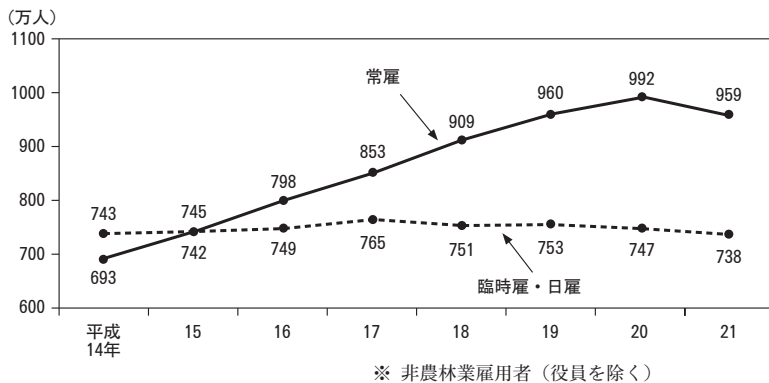
図表 1-3 非正規雇用者比率の推移（男女年齢別）



(注) 非農林業雇用者（役員を除く）に占める割合。2001年以前は2月調査，それ以降1～3月平均。非正規雇用者はパート・アルバイトの他，派遣社員，契約社員，嘱託などが含まれる。数値は男及び女の総数の比率

出典：社会実情データ図録より引用 <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/3250.html>

図表 1-4 雇用契約期間別にみた非正規の職員・従業員の推移

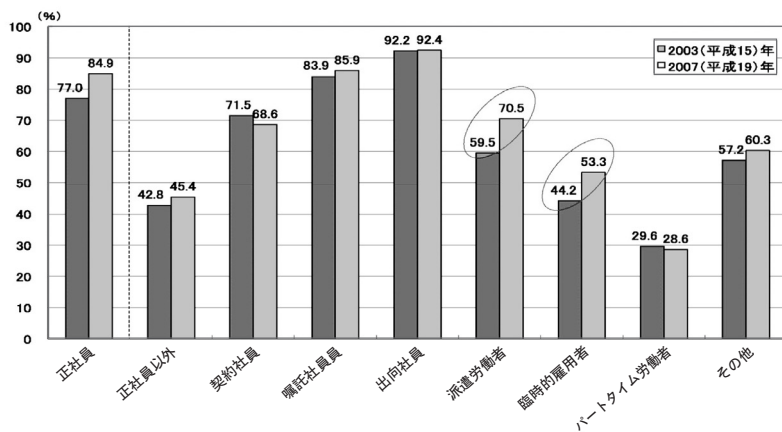


出典：総務省統計局HPより引用 <http://www.stat.go.jp/>

2-2 非正規労働者を取り巻く厳しい状況

厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(2007年)により、非正規労働者が現在の就業形態に就いた理由(複数回答)について見ると、「自分の都合の良い時間に働けるから」が42.0%と最も多い一方で、「正社員として働ける会社になかった」も18.9%であり、不本意ながら就業せざるを得ない者も少なくないといえる。こうした人々について、今後正社員になりたい労働者の割合は、正社員以外では22.5%となっており、就業形態別に見ると、派遣労働者や契約社員は、他の就業形態に比べ高くなっている。また、図表1-5より、就業形態別に自分自身の収入で生活をまかなう労働者の割合について、2003年から2007年の変化を見ると、派遣労働者(59.5%→70.5%)や臨時的雇用者(44.2%→53.3%)で上昇率が高いといえる。

図表1-5 就業形態別、自分自身の収入で生活をまかなう労働者の割合



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

出典：厚生労働省HPより引用 <http://www.mhlw.go.jp/>

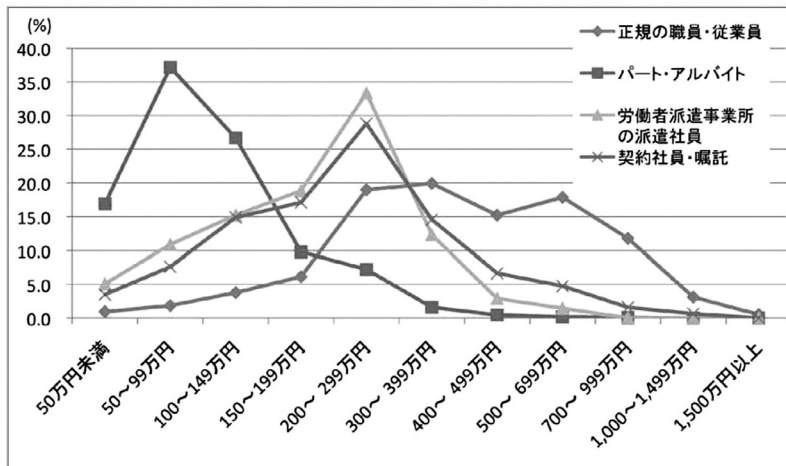
一方、図表1-6の非正規労働者の年収について見ると、正規従業員に比べて低い傾向にある。総務省統計局の労働力調査により就業形態別年収分布を見ると、正規の職員・従業員では200~299万円から500~699

五

万円まで10%台半ばから後半で推移しているが、パート・アルバイトでは年収99万円までで半数を超え、派遣社員や契約社員・嘱託では200～299万円がピークに至っている。特記としては、パート・アルバイトの場合、100～149万円までが75%以上を占めている。

ここから、単身生活者の割合は不明だが、非正規雇用のなかでも、やはり短時間労働にならざるを得ないパート・アルバイトが低収入に固定化されており、単身で生計を維持するのは困難を極めると推測される。

図表 1 - 6 就業形態別年収分布



資料：総務省統計局「労働力調査（詳細結果）（2008年平均）」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成。

出典：厚生労働省HPより引用 <http://www.mhlw.go.jp/>

一方、厚生労働省の平成19年国民生活基礎調査により、世帯業態別貯蓄額の世帯の割合を見ると、「1月以上1年未満の契約の雇用者世帯又は、日々又は1月未満の契約の雇用者世帯は自営業者や常雇者世帯に比べて貯蓄額が少ない傾向にあり、貯蓄がないと100万円未満の合計は、自営業者では20.1%、常雇者世帯では18.1%に対して、1月以上1年未満の契約の雇用者世帯では32.0%、日々又は1月未満の契約の雇用者世帯

帯では35.8%」²³⁾となっている。このように、近年、自分自身の収入で生活を支え、本来は正社員を志向している人々が、相対的に年収の低い派遣労働者や契約社員となっているケースに集中し増加傾向があると考えられている。

また、厚生労働省の平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査によると、正社員では10年～20年未満が最も多いのに対し、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、その他では2年～5年未満が最も多く、2年未満が3～4割を占めるなど、より短期間となっている。就業期間が短期であることが労働者本人のニーズと合致している場合以外は、不安定な働き方と捉えられるだろう。

そして元来、事業所が正社員以外の労働者を活用する理由については、厚生労働省「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、「賃金の節約」とする回答が40.8%と最も高く、「1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」(31.8%)、「即戦力・能力のある人材を確保するため」(25.9%)、「正社員を確保できないから」(22%)、「景気変動に応じて雇用量を調節するため」(21.1%)、「賃金以外の労務コストの節約のため」(21.1%)となっており、人件費削減や雇用の弾力的活用などに集中していることが表面化している。

且つ、重要な問題点としては、正規従業員に比べて能力開発の機会に恵まれていないことが挙げられる。厚生労働省「平成20年度能力開発基本調査」によると、正社員に対するOFF-JT²⁴⁾実施事業所は76.6%、計画的なOJT²⁵⁾実施事業所は59.4%、自己啓発支援実施事業所は79.2%となっている一方、非正社員に対しては、OFF-JT実施事業所が35%、計画的なOJT実施事業所が23.8%、自己啓発支援実施事業所が47.5%と正社員に比べて大きく下回っているとしている。

非正規労働者を取り巻く現下の雇用状況は、一段と厳しくなっており、「非正規労働者の雇止め等の状況について、2008年10月から2009年9月までに実施済み又は実施予定として2009年7月21日時点で把握できたも

のは、約22万9千人²⁶⁾となっている。また、(株)帝国データバンク「雇用調整に関する企業の動向調査」(2008年12月)によると、景気後退を要因とした雇用調整の実施状況を参照すると、非正社員については11.2%が削減対象となり、2009年以降では16.9%が検討対象となっている。業種別に見ると、特に製造業で削減を検討している割合が高く、正社員17.4%、非正社員26.1%となっており、自動車産業を含む輸送用機械・器具製造では正社員21.5%、非正社員51.6%と非正規社員に雇用調整が偏向しているのは歴然としている。

このような非正規労働者を取り巻く厳しい現状によって、民事上の個別労働紛争に係る相談件数も呼応して増加している。2008年度の民事上の個別労働紛争に係る相談件数について内容別にみると、解雇が25%、労働条件の引下げが13.1%となっている。また、就労形態別に全体の相談件数に占める割合を2007年度と2008年度を比較すると、全体の相談件数が対前年度比19.8%増となるなか、正社員については対前年年度比14.7%増となっている。また、派遣社員については対前年度比44.9%増、期間契約社員については対前年度比42.8%増となっている。全体の相談件数が増えるなかでも、派遣社員、期間契約社員に係る相談は高い割合で増加傾向がみられる。

2-3 非正規労働の潜在的課題

非正規労働者についての問題点として考えられるのは、正規労働者に比べて収入が低いことや、能力開発の機会に恵まれていないなどの問題、さらには、雇用が不安定であるというデメリットについては明らかであろう。加えて、有期労働契約については、突然契約更新をせず期間満了をもって退職させるといったいわゆる「雇い止め」をめぐるトラブルや解雇が大きな社会問題となっている。そのため、有期労働契約の締結時及び当該契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止する方法として、労働基準法第14条第2項に基

づき、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準が策定されている。

しかし、現下の厳しい経済情勢の悪化により、非正規雇用労働者は減少することはなく、増加の一途を辿り、2008年、2009年に実施された「年越し派遣村」の非正規労働者に象徴されるように一方的に社宅を追放され、貯蓄も底をつき、再就職困難の末、路頭に迷い極限状態に追い込まれる人々が激増した。

ただし、非正規労働者が生活困窮者となることは、本人の問題のみならず、社会全体の問題として捉える必要がある。さらに、社会の支え手となりうる人が支えられる側に回らざるを得なくなる事態は、社会の不安や負担が増大することにもなり、我が国の社会基盤を揺るがす近因ともなるだろう。こうした事態を防ぐためにも、安易な契約解除や雇止め等雇用の打ち切りの規制などを行政機関が図るべきであろう。また、離職した人々への支援として、住居、就職斡旋等の総合的な生活再建と自立支援の施策は喫緊の課題である。

非正規労働における潜在的課題としては、他にも様々な視点から考察する必要がある。例えば、少子化問題の要因とも関連する晩婚化、未婚化等についてである。その背景には、様々想定されるが、25～34歳の未婚者が独身にとどまっている理由について、国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査（独身者調査）」（2005年）により見てみると、結婚できない理由の中では「適当な相手にめぐり合わない」の次に、「結婚資金が足りない」が特に男性で多くなっており3割弱である。また、結婚意欲がある35歳未満の未婚者が、1年以内に結婚するとしたら障害になることがあるか、という問いに対して最大の障害としてあげている事項としては、男女とも「結婚資金」が一番多く、経済的要因は結婚に対する大きな障碍となりうる。つまり、経済的素因となる、より優遇された働き方である雇用形態の内容についても影響が大きいといえるだろう。

並びに、厚生労働省「第6回21世紀成年者縦断調査」(2007(平成19)年度)によると、仕事の有無・就業形態別に過去5年間に結婚した割合を見ると、女性では正規7.7%、非正規24.5%、無職27.6%と就労状態による大きな差異はないが、男性は正規で24.0%である一方、非正規は12.1%とほぼ半分、無職は9.0%となっているとともに、男女ともに、所得額が高くなるほど過去3年間に結婚した割合が高くなる傾向があるとされる。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」によると、独身者の就業状況別の親との同居率の推移を見ると、男性ではパート・アルバイト、無職・家事、自営業等でおおむね7割台から9割と高く、正規雇用で6割台から7割台と低くなっている。女性では、学生を別にすると就業状況による差は少ないが、正規雇用では比較的低く、無職・家事、パート・アルバイトで比較的高くなっている。親と同居している低収入や無収入の未婚者については、パラサイトシングルと称されるような親との同居により生活が成り立っていることが推測され、こうした人々が早期に安定した職に就き、親世帯からの自立を達成できるよう支援することが急務となる。

次に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)2008年3月推計」によると、家族形態のこれまでの変化と今後の推計について、平均世帯人員は、戦後ほぼ一貫して減少しており、2005年には2.56人となっている。なかでも、家族類型別に推移を見ると、「単独世帯」は1980年に19.8%であったが2005年には29.5%と上昇している。「単独世帯」は今後も一層の増加が見込まれており、2030年には37.4%を占めると予測される。単独世帯は、他の世帯員のインフォーマルな支援も期待できず、社会的リスクにも弱く、単独世帯のワーキングプアにとっては失業、疾病等はまさに、リスクで死活問題に直結する深刻な案件も現出するといえる。ただし、単独世帯の増大は非正規労働者のワーキングプアのみならず、支援世帯の増大や負担能力の減少など、社

会全体に大きな影響を及ぼすことを警世として考えなくてはならない。

おわりに

2010年12月29日の朝日新聞の1面の記事に2009年4月の北九州市門司区で起きた39歳男性の餓死事件に関する掲載があった。記事によると、正社員を辞めた時期にバブルが崩壊し、職を転々とした男性の生活は、母親の年金や親類の援助で成り立っていた。自身、「自分の店を持ちたい」と希望を抱いていたが、蓄えはなく、母親と2人暮らして、その母親を亡くすと孤立無援になった。男性が最後に職を失ったのは、リーマン・ショックのあとだった。男性には支え、支えられる存在としての家族がいなかった。区役所の生活保護相談にも行ったが、職員の相談結果の処理には「39歳、健康体であれば何か仕事はあるはずである」と記載され、結果、男性は保護を申請できず帰宅している。遺体の傍には、未投函の叔父あての手紙があり、その中には弱々しい筆跡で「たすけて」の文字が残されていた。取材をした記者は、出すか出すまいかと命が尽きる寸前まで迷い、弱い自分をさらけ出し、助けにすがってまで生きる、生き延びたとしても、その先に希望があるのかと煩悶したのだろうと述懐している。通常であれば、働き盛りの30代であり、「39歳、健康体であれば何か仕事はあるはずである」と、容赦なく福祉現場で切り捨てられた男性だったが、果たしてそんなに安易に判断すべき事案だったのだろうか。年齢判断だけではなく、より緻密な個々の判断基準が求められるのではないか。もっと要支援者の苦悩に耳を傾け、踏み込んだ采配や支援が必要だったはずである。

また、2010年12月17日の朝、茨城県JR取手駅前で女子高校生ら13人を次々に刺す事件が発生した。「人生を終わりにしたかった」と供述し、逮捕された斎藤勇太容疑者(27歳)も、昨年9月まで茨城県つくばみらい市の工場に勤務していた期間契約社員の非正規雇用労働者である。

哭

以上のような、未来を囑望され次世代を担う希望に溢れる若年者たち

が、絶望で将来を閉ざされ悲惨な事件当事者となることは、あるべき社会の理想像ではない。ワーキングプアの存在、とりわけ若年者層が非正規労働者となり、経済的窮状に陥り生活困窮者となることは、本人の問題のみに止めることなく、社会全体の問題として捉えなくてはならない。

1944年の国際労働機関の目的に関する宣言（国際労働機関憲章附属書）通称、フィラデルフィア宣言では、「一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である」と提言された。つまり、社会の支え手となりうる人が支えられる側に回らざるを得なくなる事態は、社会の不安や負担が増大し、国の社会基盤を揺るがすことに繋がるという危険性を孕んでいる。

また、国際労働機関の目的及び加盟国の政策の基調をなすべき原則に関するフィラデルフィア宣言では、「労働は商品ではない」という原則も掲げている。「労働は商品ではない」の意味するところは、労働は売れる、だが、モノと同じように生産調整や在庫調整をして売り控えることはできない。人間性と不可分である労働は、商品＝モノのように、使い捨てられ、買い叩かれ、摩滅されてはならないからである。働き手のモノ扱いは、個々の会社の目先の都合では便利な場合もあるかもしれない。だが、長い目で見ると、社会、ひいては会社にとっても大きな不都合になってくる。やみくもな人件費の削減が日本の消費を冷え込ませ、その結果、景気の本格的な回復が妨げられ、デフレスパイラルを招いている。人件費削減の名の下に、病気になった働き手を使い捨てのようにクビにしたり、会社に長期間必要な働き手を、「派遣だから」と簡単に取り替えていったりするモノ扱いや、働き手の商品化を当然視する社会は、持続可能な社会ではない。労働法は、労働力の商品化を規制し、労働者の生命・安全を保護する法として出発している。ところが、現在、企業は、雇用の調整弁として必要なときだけ使い、いらなくなれば使い捨てる。出し入れ自由の労働力を確保するため、派遣、パートなどの非正規雇用を増大させ、その結果、短時間・短期の細切れ雇用が蔓延し、ワーキングプアが拡大した。正社員・正職員も、過酷な長時間労働を強

いられ、健康を損ない、過労死・過労自殺の増加という深刻な状況となっている。今日、「労働は商品ではない」という原則の意義と重要性を再確認し、労働法制のあり方を見直さなければならない。『資本論』を著した経済学者のカール・マルクスは、労働が生活費を稼ぐための単なる手段に成り下がる現象を「労働の疎外」と呼んでいる。現在、派遣社員など非正規雇用労働者として働く人たちの職場では、こうした「労働の疎外」が常態化していると言えるのではないだろうか。

ワーキングプアには、「働いている限り、貧困であってはならない」という問題提起と「働いているにもかかわらず、貧困である」という矛盾する問題提起の齟齬がある。ワーキングプアの問題は、親子関係に責任を転嫁したり、就労意欲の欠如や自己責任を問題にするべきではない。現在の雇用のあり方を批判し、金銭的な生活支援と堅実な仕事を保障する必要性を主張し、生活保障面での問題提起や、非正規雇用の増大を放置しておいてよいのかという労働の面に関する問題提起をすべきである²⁷⁾。

ワーキングプア対策として、イギリスのような若年者雇用対策の推進が最重要課題になってくると考える。くわえて、職業教育や失業時の所得保障の充実が重要である。また、オランダのワークシェアリングにおけるパートタイム労働者の均衡処遇のように同一価値労働、同一賃金の原則の実現が望まれる。さらに、ワーキングプアに陥ってしまった人の個別のニーズに総合的に対応することができるワンストップサービスを実現しなければならない。そして、ワーキングプアに陥ってしまった人々をもう一度社会復帰へと救い上げるために、機能不全であると云われている三層のセーフティネット（雇用・社会保険・公的扶助）の再構築が急がれる。さらに、稼働年齢層の貧困の拡大は、少子化を深刻化させる。ワーキングプアが要因で結婚や子どもを諦める若者も出現しており、若年者の人間らしい労働と生活を守らなければならない。重ねて、次世代を担う若年者層が非正規労働者となり、経済的窮状に陥ることやワーキ

哭

ングプアとなる事象は、決して本人の自己責任の問題ではなく社会全体の問題である。

[注]

- 1) 今後10年で6億人の雇用創出が必要—ILO報告「世界雇用情勢2012」
[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_2/ilo_01.htm] (検索日：2012年4月27日)
- 2) OECD Observer 日本語版 貧困を減らす
[<http://www.oecdtokyo.org/tokyo/observer/223/223-07.html>]
(検索日：2010年4月27日)
- 3) 今後10年で6億人の雇用創出が必要—ILO報告「世界雇用情勢2012」
[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_2/ilo_01.htm] (検索日：2012年4月27日)
- 4) ワーキングプア [<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%82%AD%E3%83%B3%E3%82%B0%E3%83%97%E3%82%A2>]
(検索日：2010年4月27日)
- 5) 久本貴志『「アメリカにおけるWorking poor」 渋谷博史・C.ウェザーズ編「アメリカの貧困と福祉」(日本経済評論社, 2006年), 2頁.
- 6) 後藤道夫『過労をまめがれても待っている貧困』(週刊エコノミスト, 2006年), 2006年7月25日号.
- 7) 駒村康平『ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向 日本労働研究雑誌』(労働政策研究・研修機構, 2007年), No.563, 48-60頁.
- 8) 二人世帯は世帯所得を $\sqrt{2}$ で割り, 所得の人が2人いるとみなす個人換算所得をいう。
- 9) 平松茂『Q & A 貧困とセーフティネットの基礎知識』(明石, 2009年), 18頁.
- 10) 同書, 23-24頁.

- 11) ジグムント・パウマン『新しい貧困 労働消費主義ニューブア』
(青土社, 2008年).
- 12) 山田昌弘『ワーキングブア時代—底抜けセーフティネットを再構築せよ—』(文藝春秋, 2009年), 6-8頁.
- 13) ロバート・B・ライシュ『暴走する資本主義』(東洋経済新報社, 2008年).
- 14) 日本弁護士連合会編『労働と貧困 拡大するワーキングブア』(あけび書房, 2009年), 248頁.
- 15) 平松茂『Q & A 貧困とセーフティネットの基礎知識』(明石, 2009年), 29-30頁.
- 16) 同書, 251頁.
- 17) 門倉貴史『ワーキングブア いくら働いても報われない時代が来る』
(宝島社, 2008年), 23頁.
- 18) 平松茂, 前掲書, 30-31頁.
- 19) 日本弁護士連合会編, 前掲書, 250頁.
- 20) 平松茂, 前掲書, 32頁.
- 21) 駒村康平『大貧困社会』(角川SSコミュニケーションズ, 2009年),
15-16頁.
- 22) 労働力調査ミニトピックス (No.2)
[<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.htm>]
(検索日: 2010年5月19日)
- 23) 非正規労働者で生活困難に直面した人々等に対する支援
[<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/09/index.html>]
(検索日: 2010年5月19日)
- 24) “Off the Job Training”の略称で, 具体的には, 社外での研修などによる, 技術や業務遂行能力に関するトレーニングのことを指す。
- 25) “On the Job Training”の略称で, 実務経験を積む事により, 業務
上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法を指す。 四

- 26) 非正規労働者で生活困難に直面した人々等に対する支援
[<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/09/index.html>]
(検索日：2010年5月19日)
- 27) 後藤道夫・伍賀一道・布川日佐史・唐鎌直義・木下武男・名取学・岡田知弘・渡辺雅男・居城舜子・伊藤周平『ポリテイク特集現代日本のワーキングプア』（旬報社，2005年），82－83頁。

[引用・参考文献]

- ・岩田正美『現代の貧困－ワーキングプア/ホームレス/生活保護』筑摩書房，2007年。
- ・埋橋孝文・連合総合生活開発研究所『参加と連帯のセーフティネット－人間らしい品格ある社会への提言－』ミネルヴァ書房，2010年。
- ・OECD編『図表で見る世界の最低生活保障 OECD給付・賃金インディケータ 働くための福祉の国際比較』（日本労働組合総連合会（連合）総合政策局訳）明石書店，2008年。
- ・大沢真知子『日本型ワーキングプアの本質－多様性を包み込み活かす社会へ－』岩波書店，2010年。
- ・風間直樹『雇用融解－これが新しい「日本型雇用」なのか』東洋経済新報社，2007年。
- ・木本書店編集部編『世界統計白書2010年版』木本書店，2010年。
- ・玄田有史・小杉礼子・労働政策研究・研修機構『子どもがニートになったなら』日本放送出版協会，2005年。
- ・厚生労働省『世界の厚生労働2009－2007～2008年海外情勢報告』TKC出版，2009年。
- ・小林良暢『なぜ雇用格差はなくならないのか－正規・非正規の壁をなくす労働市場改革』日本経済新聞出版社，2009年。
- ・後藤道夫『ワーキングプア原論－大転換と若者』花伝社，2011年。
- ・ジェレミー・シーブルック『世界の貧困 1日1ドルで暮らす人びと』

- (渡辺景子訳) 青土社, 2005年.
- ・独立行政法人労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較 (2008年版)』独立行政法人労働政策研究・研修機構 調査・解析部編, 2008年.
 - ・西谷敏『人権としてのディーセント・ワーカー働きがいのある人間らしい仕事』旬報社, 2011年.
 - ・日本労働研究機構研究所編『欧州のワークシェアリング—フランス, ドイツ, オランダ—調査研究報告書No.149』日本労働研究機構, 2002年.
 - ・橋本健二『貧困連鎖—拡大する格差とアンダークラスの出現—』大和書房, 2009年.
 - ・濱口桂一郎『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ』岩波書店, 2009年.
 - ・本田由紀・筒井美紀『リーディングス日本の教育と社会 第19巻 仕事と若者』日本図書センター, 2009年.
 - ・ポール・スピッカー『貧困の概念—理解と応答のために』(坏洋一監訳) 生活書院, 2008年.
 - ・牧野富夫・村上英吾『格差と貧困がわかる20講』明石書店, 2008年.
 - ・道中隆『生活保護と日本型ワーキングプア—貧困の固定化と世代間継承—』ミネルヴァ書房, 2009年.
 - ・宮本太郎『生活保障 排除しない社会へ』岩波書店, 2009年.
 - ・八代尚宏『労働市場改革の経済学』東洋経済新報社, 2009年.
 - ・ロナルド・ドーア『働くということ—グローバル化と労働の新しい意味』中央公論新社, 2005年.
 - ・脇田滋・井上英夫・木下秀雄『若者の雇用・社会保障—主体形成と制度・政局の課題』日本評論社, 2008年.
 - ・渡辺治・二宮厚美・岡田知弘・後藤道夫『新自由主義か新福祉国家か—民主党政権下の日本の行方—』旬報社, 2009年.